

Newsletter



Institute for International Monetary Affairs
公益財団法人 国際通貨研究所

海外主要国の財政政策での デジタル活用に関する調査 (わが国の「特別定額給付金」給付時における マイナンバー制度活用事例を参考に)

2020年9月28日

公益財団法人 国際通貨研究所
経済調査部 主任研究員 志波 和幸

kazuyuki_shiba@iima.or.jp

【はじめに】

コロナ禍の国民生活を守るべく、世界各国では様々な給付金・支援制度が新設された。わが国でも、一律1人当たり10万円の「特別定額給付金」制度が設けられ、その支給に当り「マイナンバー制度を活用したオンライン申請」が実施されるも、多くのトラブル・混乱が発生した。

かようなトラブル・混乱を踏まえ、本書はまず第Ⅰ章で「特定定額給付金」の概要及び「マイナンバー制度を活用したオンライン申請」時の混乱の原因を説明。

第Ⅱ章では「マイナンバー制度」の概要とそのセキュリティ対策について、第Ⅲ章では海外主要各国の「国民番号制度」の概要と「その制度を活用した給付金支給」方法についてわが国と比較した。

そして最終章(第Ⅳ章)では、菅義偉新内閣の目玉施策として注目されている「デジタル庁」について説明するとともに、特定定額給付金給付やマイナンバー制度を含めたわが国のデジタルガバナンスのあり方について考えてみた。

なお、わが国のマイナンバー制度には「個人番号(数字のみで構成される12桁の番号)」と「法人番号(商業登記法に基づく会社法人等番号12桁の前に、1桁の検査用数字を加えた数字のみで構成される13桁の番号)」が存在するが、本書では「個人用」について説明する(諸外国のケースについても同様)。

【目次】

第Ⅰ章：わが国の「特別定額給付金」制度

1. 各国の新型コロナ経済対策 p5 － 9
2. 「特別定額給付金」とは p10 － 13
3. 「特別定額給付金」でのトラブル p14 － 18

第Ⅱ章：マイナンバー制度

1. マイナンバー制度とは p20 － 23
2. 制度への懸念・反対事項 p24 － 25
3. 制度のセキュリティ対策 p26 － 30

第Ⅲ章：海外各国の給付事例とシステム構成

1. 海外各国の個人番号制制度・システム p32 － 35
2. マイナンバー制度の類型及びその背景 p36 － 40

第Ⅳ章：わが国の「デジタルガバナンス」のあり方

1. デジタル庁設立の動き p42 － 44
2. デジタルガバナンスへの障害 p45 － 49

参照資料一覧 p50 － 51

第Ⅰ章：

わが国の「特別定額給付金」制度

第Ⅱ章：

マイナンバー制度

第Ⅲ章：

海外各国の給付事例とシステム構成

第Ⅳ章：

わが国の「デジタルガバナンス」のあり方

I -1. 各国の新型コロナ経済対策(1/5)

- 2019年12月頃に中国湖北省武漢市を中心に発生した新型コロナウイルス(COVID-19)は、短期間で世界中に拡散。2020年9月下旬には全世界の感染者(累計)は30百万人／死亡者は100万人に達した。現在も新規感染者が1日当り約300千人前後で高止まりしており、その収束まで長期化の様相を呈している。
- こうしたなか、各国政府は「マスク着用、手洗い励行」等の衛生施策、「(国内外の)外出禁止・制限」等によるウイルス拡散防止、「検査・入院体制の整備・強化」に向けた医療関係支援策等に加え、経済活動が著しく抑制されている企業・個人に対し各種補助金・給付金制度を新設のうえ順次給付を実施中。

主要国の経済対策一覧(個人・労働者への支援策を中心に作成)

A		B	C
国名		給付／補償概要	申請から給付までに要した日数(概算) (判明分のみ記載)
1	北米 米国	【個人向けの給付金】 大人一人あたり最大1,200米ドル(約13万円)、子供一人あたり500米ドル(約5.5万円)の現金給付(年間7.5万米ドル以上の所得がある場合は減額等の制限あり)。 なお、給付方式は「銀行口座振り込み」か「小切手郵送」。	昨年の確定申告をもとに対象者へ振り込まれるため、申請は必要ない 政府支援発表後3週間程度
2		【失業者への休業補償】 ・個人事業主やフリーランスを失業給付対象に追加。 ・失業給付を7月末まで1週間あたり600米ドル(約6.6万円)増額。	

(黄色は「個人向け給付金(原則給付条件なし)」のもの)

I - 1. 各国の新型コロナ経済対策(2/5)

主要国の経済対策一覧(続き)

A		B	C
国名		給付／補償概要	申請から給付までに要した日数(概算) (判明分のみ記載)
3	北米	【雇用維持のための補償】 売り上げが3割減少した全ての企業と非営利団体に対し、従業員給与の75%を3カ月補償。	【支給: 申請後数日】 (オンライン申請)
4		【失業者への休業補償】 収入を失った個人(フリーランス・個人事業主含む)に対し、月当り2,000加ドル(約15万円)を最長4カ月間給付。	【支給: 申請後数日】 (オンライン申請)
5	欧州	【雇用維持のための補償】 一時休業した労働者(個人事業主やフリーランスにも適用)の給与の80%(上限月額2,500ポンド(約33万円))、3カ月間にわたり補償。	対象者にはHMRC(英国歳入関税庁)から直接連絡があり。
6		【中小企業・個人事業主への業務継続支援】 従業員5人以下の事業者には3ヶ月間、最大9,000ユーロ(約106万円)、10人以下の従業員の事業者には3ヶ月間、最大15,000ユーロ(約176万円)を給付。	【支給: 申請後数日】 (オンライン申請)
7		【従業員の給与補填】 新型コロナウイルスの影響により一時的に操業短縮し、10%以上の労働者が10%以上の賃金減少があった場合、労働時間減少による給与減少分の一部(60%。子どもいる場合は67%)を政府が補填。また、社会保険料は政府が全額補填。	【支給: 申請後数日】 (オンライン申請)
8		【中小企業・個人事業主への業務継続支援】 条件を満たす中小企業・個人事業主で、休業または売上が前年比50%以上減少した場合は、1,500ユーロ(約18万円)まで給付。(追加条件満たす場合は最大5,000ユーロ(約60万円)上乘せ。	
9		【従業員の給与補填】 休業した従業員に対して事業者が70%以上の給与を支払う場合、1人当り月額6,927ユーロ(約84万円)を上限に政府が補填。ただし、事業者の支払いが最低賃金を下回る場合、政府は最低賃金相当額まで補填。	
10		【短時間労働給付金制度の導入】(Short Time Work Allowance) 新型コロナウイルスの影響による勤務時間の短縮幅に応じ、政府が給与の一定割合を補助。	

I -1. 各国の新型コロナ経済対策(3/5)

主要国の経済対策一覧(続き)

(黄色は「個人向け給付金(原則給付条件なし)」のもの)

A		B	C
国名		給付／補償概要	申請から給付までに要した日数(概算) (判明分のみ記載)
11	中国 (武漢市)	【個人向けの給付金】 ・AlipayやWeChat Payなどの電子決済プラットフォームで、武漢在住の市民にのみ取得可能な形で配布。 ・用途限定(買い物、食事、旅行など)、有効期限あり(5月末まで)の「電子商品券」形式で配布。	【支給:0(ゼロ)日】 武漢市民が保有するスマホのアプリに配布。
12	香港	【個人向けの給付金】 18歳以上の香港の永住権を保有する市民(対象者700万人)に対し、一人あたり10,000香港ドル(約14万円)の現金給付を実施。(原則、銀行預金口座振込)	【支給:申請後1週間程度】 (オンライン申請)
13	韓国	【個人向けの給付金】 ・全世帯(約2,200万世帯)へ人数に応じて一律支給(単身40万ウォン(約3.6万円)、4人以上に100万ウォン(約9万円))。なお、所得が高い世帯には自発的な寄付を促す。 ・現金、有効期限(8月末まで)のある商品券、クレジットカード、プリペイドカードの形で給付。	【支給:申請後数日】 (オンライン申請)
14	アジア	【賃金補助金】 一定以上の売上高減少のとき、企業に対して各従業員の月額賃金の4割分が補助金として支給される(上限額あり)。	
15		【消費券発行】 台湾全住民に一律3,600台湾元(約1万円)の消費券を支給。	一律支給。国民等からの申請は不要。
16		【雇用維持のための賃金補償】(Jobs Support Scheme) 従業員の賃金の一定割合を補償・雇用主に支払い(補償額は原則25%。2020年4月は全業種において75%を補償)。	
17	シンガポール	【失業者助成金】 新型コロナウィルスにより職を失った低中所得のシンガポール人に、毎月800シンガポールドル(約6万円)を3か月間支給。	

I - 1. 各国の新型コロナ経済対策(4/5)

主要国の経済対策一覧(続き)

(黄色は「個人向け給付金(原則給付条件なし)」のもの)

A		B	C
国名		給付／補償概要	申請から給付までに要した日数(概算) (判明分のみ記載)
18	オーストラリア	【雇用維持給付金】(Job Keeper Payment) 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げが一定以上減少した企業に対して、従業員の賃金支払いを補助するため、6カ月間にわたり、2週間ごとに従業員1人につき1,500豪ドル(約12万円)を企業に支払う。	
19		【失業者特別給付金】(Coronavirus Supplement) 新型コロナウイルス感染症の影響により失業・求職中の個人へ支払われる追加給付金。給付額は2週間ごとに550豪ドル(約4万円)。ただし給付回数の制限あり。	
20		【個人向け給付金】(Economic Support Payment) 計2回、1人当たり750豪ドル(約6万円)を給付(1回目:2020年3月/2回目:2020年9月)。	対象者には、政府から自動的に補償金が支払われる(銀行預金口座宛て振込等)。国民等からの申請は不要。
21	アジア	【特定定額給付金】 基準日(令和2年4月27日)において「住民基本台帳」に記録されている者に対し、給付対象者1人につき10万円を給付する。(原則、銀行預金口座への振り込み)	【支給:申請後約2週間～3週間】 (マイナンバーカードを用いたオンライン申請では数日後に振り込まれたケースがあり)
22		【子育て世帯への臨時特別給付金】 児童手当(本則給付)を受給する世帯(0歳～中学生のいる世帯)に対し、臨時特別の給付金(一時金として対象児童一人につき1万円)を支給する。	【支給:0(ゼロ)日】 原則、既に対象者が申請済の「児童手当登録銀行口座」への振り込み(本給付に関する追加申請は原則不要)
23		【持続化給付金】 新型コロナウイルス感染症の影響により、1ヵ月間の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者に対し、事業全般に広く使える給付金(中小法人等は上限200万円、フリーランスを含む個人事業者等は上限100万円)を支給する。	【支給:申請後2週間程度】 経済産業省のHPより(9/7時点) ・14日以内の給付:約67% ・15日以上 of 給付:約33%

【出典】各種資料より筆者取り纏め

I - 1. 各国の新型コロナ経済対策(5/5)

- わが国でも、新型コロナ感染の拡大防止・早期収束とともに、雇用維持、事業継続、そして生活の下支えを当面最優先に全力で取り組む観点から、1次補正予算(2020年4月成立)、2次補正予算(同6月成立)を併せ一般会計から約60兆円をコロナ対策に投入。
- その経済対策の目玉の一つが、国民に一律10万円を支給する「特別定額給付金」であったが、政府の当初目的である『簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行う』を十分に達したものであったのかは、前頁(「主要国の経済対策一覧」(p5-8))の各国対策と比べると疑わしい。
- 特に、当該給付金の給付申請手続きにあたり初めて「マイナンバー制度」及びそのシステムを活用したものの、トラブルが多数発生した(後述「I -3. 『特別定額給付金』でのトラブル」ご参照)。

I - 2. 「特別定額給付金」とは(1/4)

「特別定額給付金」の概要

(特別定額給付金ポータルサイト(<https://kyufukin.soumu.go.jp/ja-JP/index.html>) より抜粋)

1	事業目的	日本における新型コロナウイルス感染症(COVID-19)による経済的影響への緊急経済対策の一施策として、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うべく、一律に定額給付を行うことを目的としたもの
2	支給対象者	基準日(2020年4月27日)において「住民基本台帳」に記録されている者。具体的には以下①または②を満たすもの。 ①国内に住む日本国民 ②3ヵ月を超える在留資格などを持ち、住民票を作成している外国人
3	受給権者	原則として「その者の属する世帯の世帯主」とする (配偶者からの暴力(DV)を理由に避難している方には特別措置あり)
4	給付額 給付方法	・世帯構成員1人につき10万円 ・給付は原則として申請者の本人名義の銀行口座への振込み(やむを得ない場合に限り、窓口における申請及び給付を認める)
5	実施主体	居住している市町村

(続く)

I - 2. 「特別定額給付金」とは(2/4)

「特別定額給付金」の概要(続き)

6	申請開始日	各市町村で決定
7	申請方法	以下①または②を基本とする。 ①「郵送申請方式」 市区町村から受給権者宛てに郵送された申請書に振込先口座を記入し、振込先口座の確認書類と本人確認書類の写しとともに市区町村に郵送 ②「オンライン申請方式(マイナンバーカード所持者が利用可能)」 マイナポータルから振込先口座を入力した上で、振込先口座の確認書類をアップロード
8	申請期限	各市町村における郵送申請の受付開始日から3ヵ月以内の日 (従って期限は各市町村で異なる。8月末までに期限到来。)
9	予算総額	総額12兆8,802億93百万円 (内訳: 給付事業費 12兆7,344億14百万円、事務費 1,458億79百万円) 2020年4月30日に国会にて所要の補正予算が成立

I - 2. 「特別定額給付金」とは(3/4)

「特別定額給付金」制度成立までの経緯

(肩書は当時のもの)

日付	発言者	発言内容
3月18日	国民民主党 玉木代表	「全国民への現金10万円の一律給付」を盛り込んだ経済政策を発表。
3月30日	自由民主党議員 若手グループ15名	全国民に10万円ずつ現金を支給する案を党本部に提出。 (呼びかけ人: 安藤裕衆院議員)
3月31日	公明党	「新型コロナウイルスの感染拡大を受けた政府の経済対策」の一環として、「家計に深刻な影響を生じている方々に1人10万円の現金給付」を政府に提言。
4月1日	麻生財務大臣 (参議院決算 委員会にて)	・リーマン・ショック後の2009年に実施した一律の現金給付(全国民に12,000円、若年者と高齢者は20,000円)を配布に触れ、「二度と同じ失敗はしたくない」と述べる。 ・緊急経済対策の現金給付は「必要なところにまとめて(給付する)」という方が、より効果がある」と語り、対象は収入が減少した個人や世帯などに絞る考えを強調。
4月2日	野党統一会派	・新型コロナウイルス感染拡大に対応する緊急対策をまとめ、そのなかで、すべての国民に対する1人あたり10万円以上の現金給付を提言。 ・同日午後開催の「政府・与野党連絡協議会」で申し入れ。
4月3日	安倍首相 と岸田政調会長	「減収世帯への30万円給付」案で合意。公明党も容認。 (給付金の仮称を「生活支援臨時給付金」とする)
4月14日	二階幹事長	「国民に一律10万円給付」を政府に求める考えを表明。
4月17日	安倍首相	「生活支援臨時給付金」制度を撤回し、一律に1人当たり現金10万円給付に切り替えることを表明。
4月20日	政府	「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」の一施策として、一律に1人当たり現金10万円を給付することを閣議決定。
4月27日	国会	所要の補正予算案を提出・審議開始。4月30日に成立(政府案通り)。

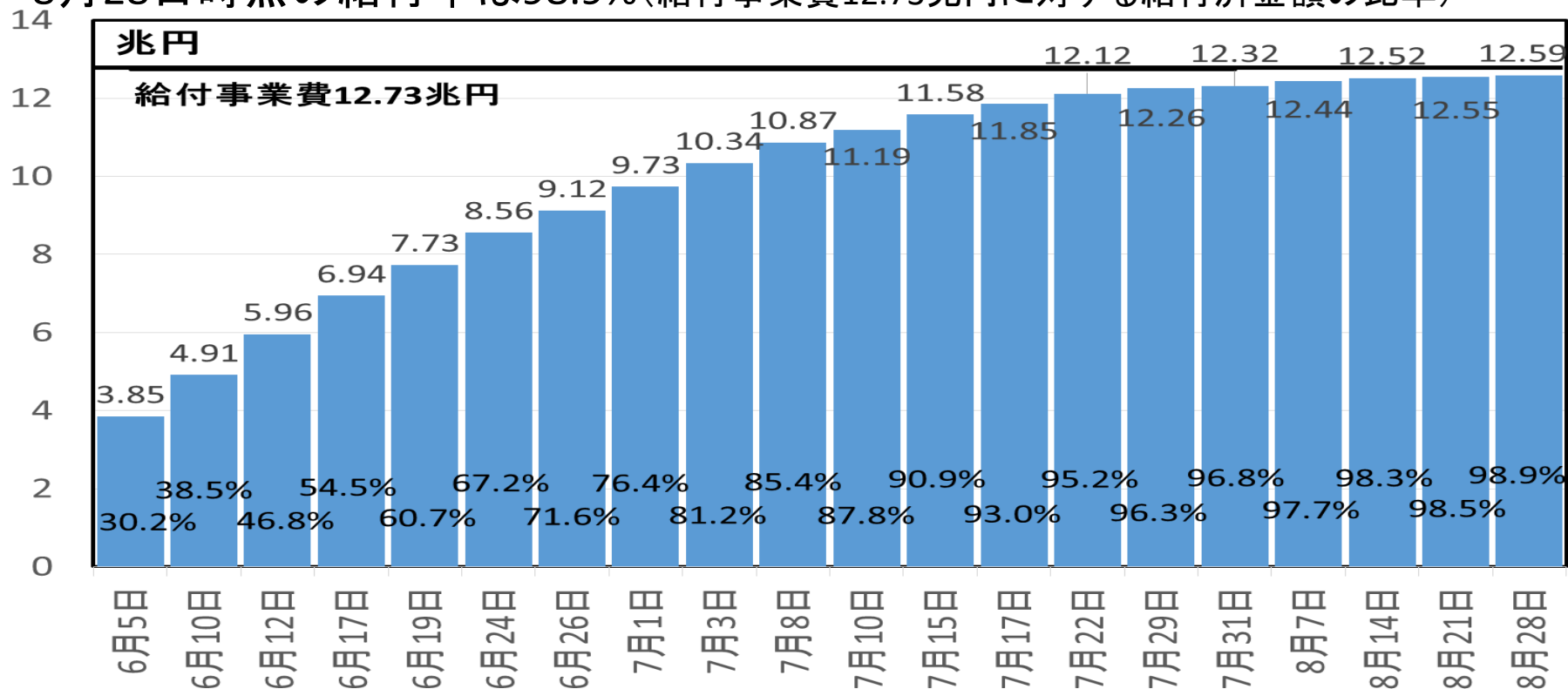
【出典】各種報道資料より筆者取り纏め

I - 2. 「特別定額給付金」とは(4/4)

「特別定額給付金」の概要(続き)

【出典】特別定額給付金ポータルサイトより

8月28日時点の給付率は98.9%(給付事業費12.73兆円に対する給付済金額の比率)



多くの自治体は「2020年5月中に申請書を発送」／「受け付けた申請の大半を6月中に処理・給付」を目指していたが、支給スピードの「自治体格差」が発生。

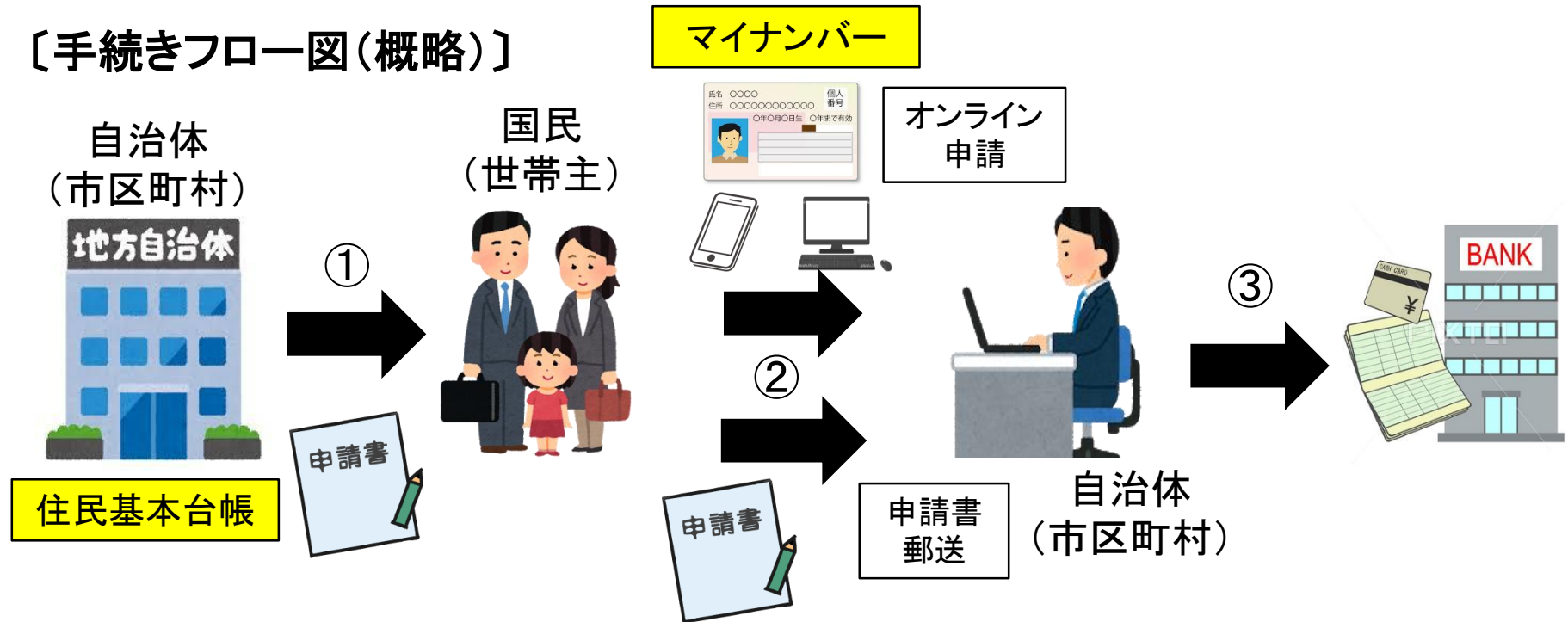
【例】三重県津市(支給対象世帯約12.7万世帯):6/19時点で給付率95.0%

東京都世田谷区(同約49.2万世帯):6/22時点で給付率21.8%

I - 3. 「特別定額給付金」でのトラブル(1/5)

何故「特別定額給付金」の手続き混乱・支給遅延が発生したのか？

〔手続きフロー図(概略)〕



- ①自治体から「特別定額給付金」の申請書が届く。
(郵送先: 住民票の世帯主宛 / 給付対象: 「住民基本台帳」に記載の者)
- ②世帯主は「申請書を郵送」または「マイナンバーカードを活用したオンライン申請」で給付申請を実施。
- ③自治体で審査のうえ給付(原則、世帯主の本人名義の銀行預金口座に振込み)。

I - 3. 「特別定額給付金」でのトラブル(2/5)

何故手続きが混乱・遅延したのか？

【原因1】2重の申請方式

申請方法を「紙の申請方式」と「オンライン申請方式」の2系統にしたため、自治体が「給付」という出口をひとつに纏めなければならなかったこと。

(マイナンバーカード所有者が全国民の15%に止まっているなか、あえて「オンライン申請方式」を新たに構築する必要性について疑問視)

【原因2】国及び自治体の事前準備期間が短かった

「オンライン申請方式(マイナンバーカード所持者が利用可能)」での給付は初めての試みであったうえ、その受け入れのための仕組みや体制(含むシステム構築)を急ごしらえ・突貫作業でつくる必要があった。しかし、

- ①4月20日の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」の閣議決定から5月1日のオンライン申請開始まで、準備期間が10日しかなかった。
- ②そもそも、マイナンバーカード制度自体も、マイナンバーカードによるオンライン申請を可能とするシステムも、「国民に広く給付する」ことを想定して設計・構築されたものではなかった(従って、一から構築する必要があった)。

I - 3. 「特別定額給付金」でのトラブル(3/5)

何故手続きが混乱・遅延したのか？(続き)

【原因3】システム対応の不備

①オンライン申請を行うには、

- (1) 電子証明書とパスワードが設定されたマイナンバーカード
- (2) 「PCとカードリーダー(別途要購入)」もしくは「読み取り機能付きスマートフォン」

の両方を有する必要がある。

しかし、

- (1) マイナンバーカードの新規交付・更新の希望者と
- (2) ちょうど電子証明書の有効期限が切れ、そのパスワード再設定を希望する者(再設定作業は自治体の窓口でしか行うことができない)

が同時に各自治体の窓口及び問い合わせの電話に殺到し、人的リソースがひっ迫した。

②今般のオンライン申請を機に政府(内閣府)はデータ処理能力の拡張を行ったが、想定以上のアクセス集中のため接続しにくい状態が続いた。
そのため、一部の自治体ではオンラインでの受付を停止した。

I - 3. 「特別定額給付金」でのトラブル(4/5)

何故手続きが混乱・遅延したのか？(続き)

【原因3】システム対応の不備(続き)

- ③マイナンバーカードには世帯情報が登録されていないため、
 - (1)世帯主以外によるオンライン申請も可能であった。そのため、自治体が「世帯主からの申請」であることを目視確認する作業が必要となった。
 - (2)申請者(世帯主)がオンライン申請画面で世帯員の情報や預金口座情報などを入力しなくてはならなかったが、入力ミスが散見された。
- ④オンライン申請は何度でも送信することが可能な仕組みとなっていた。そのため、申請者(世帯主)は申請手続きが完了したのかが分からず、重複申請・送信したケース(それによる自治体の確認作業負荷)が発生した。
- ⑤申請時に添付すべき書類に不備があっても申請することが出来た。

I - 3. 「特別定額給付金」でのトラブル(5/5)

何故手続きが混乱・遅延したのか？(続き)

【原因4】自治体の確認作業負荷

各自治体は、

- (1) 各申請者が入力・記載した世帯情報や預金口座情報の目視確認
 (「住民基本台帳」に登録している各種情報との突合を含む(※))
- (2) 添付書類の不備がないことの確認
- (3) 重複申請がないことの確認
- (4) (上記(1)～(3)の後に)給付を実施するためのシステム入力作業
 を手動で行う必要があった。

※自治体には「住民基本台帳のデータ」と「マイナンバーのデータ」が合致していることを両システムに照会する権限がないため、

- ① 各世帯からオンラインで申請されたデータを紙に印刷のうえ、住民基本台帳から出力した受給権者リストと目視で(20項目以上)照合する。
- ② 独自の自動照合ソフトを開発・導入する。

のいずれかの対応を講じる必要があった。

ちなみに、ある自治体では、オンライン受付開始初日に申請のあった40,000件のうち一部テストで取り込んだところ、約56%がエラーデータであったとの報告があり。

第Ⅰ章：

わが国の「特別定額給付金」制度

第Ⅱ章：

マイナンバー制度

第Ⅲ章：

海外各国の給付事例とシステム構成

第Ⅳ章：

わが国の「デジタルガバナンス」のあり方

Ⅱ-1. マイナンバー制度とは(1/4)

【マイナンバー制度】(正式名称は「社会保障・税番号制度」)

- もともと同制度は「徴税を目的とした納税者番号」として検討されていたものを、2009年9月までの旧自民党・公明党政権時代に「徴税ではなく社会保障の給付と結びつける」方向で検討。
- その後の民主党政権時代に「税と社会保障の共通番号を導入する」＋「各行政機関が保有する個人情報について、国民一人一人に付与された番号を活用して連携を図り、行政の効率化と受給のための手続き簡素化を図る(国民ID構想)」の枠組みが出来、それを第二次安倍内閣が踏襲。
- 2013年(平成25年)5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「マイナンバー法」)が公布、2015年(同27年)10月(一部は2016年(同28年)1月)に施行。
- その後、数回にわたり改正。特に「2015年(平成27年)9月公布／2017年(同29年)5月施行」では以下が追加。

①「個人情報保護委員会」の新設

②情報漏洩等発生時の「個人情報保護委員会」宛て報告義務

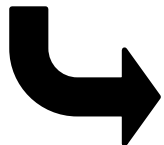
③マイナンバーの利用範囲の拡大(預貯金口座・証券口座との紐付け(任意))

Ⅱ - 1. マイナンバー制度とは(2/4)

【当該制度の制定目的】

「行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する」ための基盤(インフラ)を構築する。(「マイナンバー法 第1条(目的)」より)

行政の効率化	・国の行政機関や地方公共団体がそれぞれで管理している様々な同一人の情報をオンラインで紐付けし、相互に活用。 ・行政手続を行う際の添付書類の削減(ペーパーレス)、複数行政機関にわたる手続きのワンストップ化を実現。 ・災害時における「被災者台帳の作成」や「被災者生活再建支援金の支給」等の早期実施に寄与。
国民の利便性の向上	・社会保障・税関係の申請時に、課税証明書などの添付書類が削減されるなど、面倒な手続が簡単になる。 ・本人や家族が受けられるサービスの情報のお知らせを受け取ることも可能。
公平・公正な社会の実現	・国民の所得状況等が把握しやすくなり、税や社会保障の負担を不当に免れることや不正受給の防止、さらに本当に困っている方へのきめ細かな支援が可能となる。



個々人からのアクション(申請)を待つのではなく、行政側から能動的に支援を行う「プッシュ型行政」の実現

Ⅱ - 1. マイナンバー制度とは(3/4)

【当該制度の利用範囲】(マイナンバー法 別表第一で規定)

<主な利用方法>

社会 保障 分野	年金	年金の資格取得・確認・給付に利用
		1) 国民年金法、厚生年金保険法による年金の支給に関する事務
		2) 確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務
	労働	雇用保険等の資格取得・確認・給付。ハローワーク等の事務に利用
		1) 雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務
		2) 労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務 等
	福祉・医療等	保険料徴収等の医療保険者の手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等に利用
		1) 健康保険法、介護保険法等による保険給付、保険料の徴収に関する事務
		2) 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務
		3) 障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務
		4) 生活保護法による保護の決定、実施に関する事務 等
税分野		国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用
災害対策		被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用
上記の他、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって地方公共団体が条例で定める事務に利用		
【目的外の利用が認められるケース】 ・激甚災害が発生した時に金融機関が預金者の引出や保険契約者への支払のための検索キーとして用いる場合。 ・人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合で「本人の同意がある場合」もしくは「本人の同意を得るのが困難な場合」の時 等		

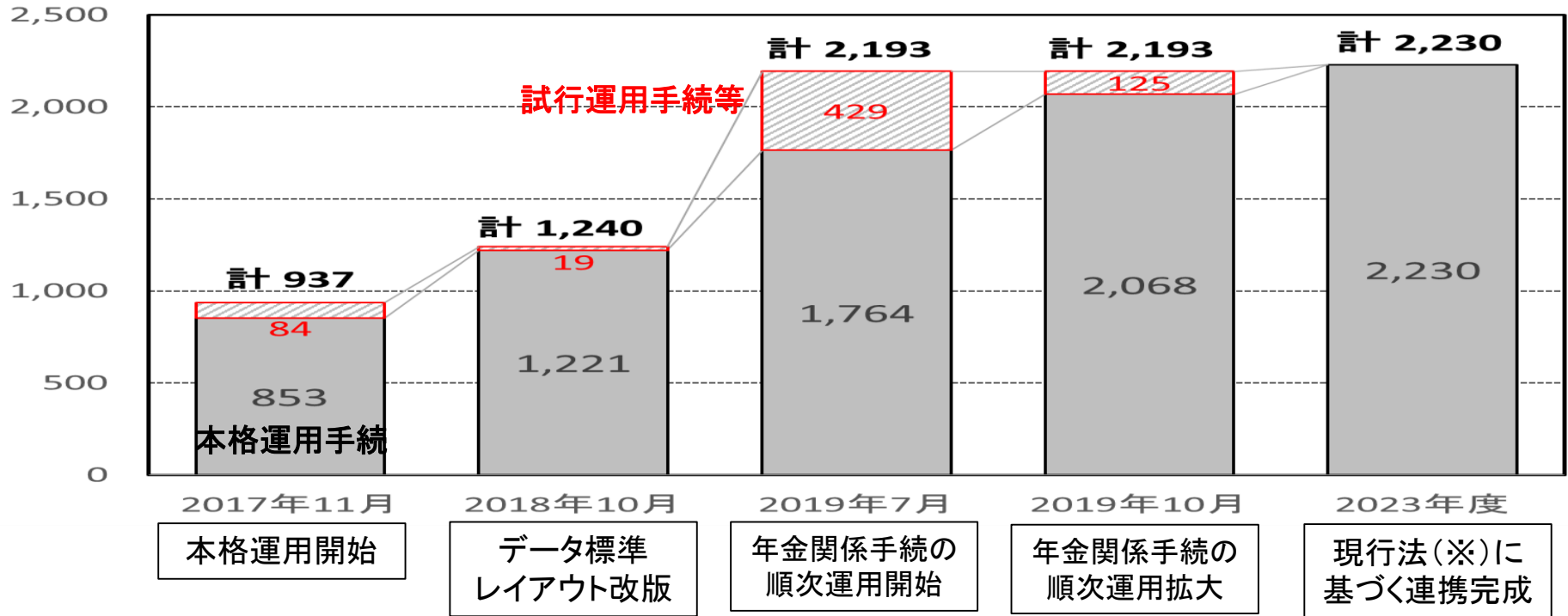
⇒ 法施行後3年を目途に、利用範囲の拡大について検討することとされていた

Ⅱ - 1. マイナンバー制度とは(4/4)

当該制度の「情報連携」により、各種手続の際に住民が行政機関等に提出する書類の省力化を具現。民・行政機関等両方の事務コスト削減効果があり。

【情報連携対象「事務手続数」の変遷】

※ 戸籍法改正(令和元年5月)により、令和5年度に戸籍情報の情報連携を開始する予定



<情報提供件数>

- ・総件数：63,645,570件(2017年7月18日～2020年5月7日)
- ・直近(2020年4月)：約392万件／月

2020年5月「マイナンバー制度による情報連携」
(内閣官房番号制度推進室)より抜粋

https://www.cao.go.jp/bangouseido/pdf/topic_renkei.pdf

Ⅱ - 2. 制度への反対・懸念事項(1/2)

一方で、「マイナンバー制度」施行・運用開始後もそれに反対・懸念を示す声は少なくない。特に、「プライバシー権侵害」とし当該制度の差し止めや損害賠償を求めた訴訟が各地で起きている。

【主な反対意見／懸念事項】

	政府の主張	反対意見／懸念事項	備考
1 制度導入の メリット	政府、地方自治体、事業者、市民に経済的なメリットがあり。	【政府】 「当該制度の導入で毎年3,000億円分の利益がある」の根拠が不明。 【地方自治体】 当該制度に関する新たな出費があり。 業務が著しく効率化されたり、業務上の経費を著しく節約できたりすることはない。 【事業者】 行政事務のために協力させられる立場であり、得することはない。 (民間シンクタンク試算では、全国の民間企業が当該制度を導入するためにかかる費用は総額約3兆円) 【市民】 マイナンバーカードが本当に「便利なもの」になるか不明。 加えて、プライバシー侵害の危険性があり。	得をするのは、 「当該制度の構築・管理・運用に関わっている企業」 のみとの主張もあり。

【出典】日本弁護士連合会「マイナンバーって何？(制度から生じる問題点)」(2016年4月)

Ⅱ - 2. 制度への反対・懸念事項(2/2)

【主な反対意見／懸念事項】(続き)

	政府の主張	反対意見／懸念事項	備考
2 制度導入目的	①公平・公正な社会の実現 ②国民の利便性の向上 ③行政の効率化	制度導入の理由が抽象的かつ壮大すぎて、「何をしたいのか」「何をするつもりなのか」がはっきりしない。 【①について】 ・抽象的なスローガンに過ぎない。 ・マイナンバー制度導入により解決可能となる訳ではない。 【②について】 ・「少しはメリットがないと国民に制度が理解されない」という発想に基づく、いわば口実のようなもの。 【③について】 ・マイナンバー制度導入だけで大きく変わるとは思えない。 ・行政組織の構造や運用の合理化への取り組みを優先するべき。	2002年に稼働開始した「住民基本台帳ネットワークシステム(「住基ネット」)」を利用すればよいのでは、との声もあり。 ⇒ p36へ
3 セキュリティ対策	・様々な安全対策を図っている。 (法律での利用制限、情報の分散管理、アクセス制御、通信の暗号化、等)	・「万全」とは言えない。 個人情報マイナンバーとセットになっているため、「悪意」をもってマイナンバーを入手し、個人情報を不正に収集し悪用しようとする人が現れるおそれがある。	マイナンバー制度に関する訴訟が相次ぐ。

Ⅱ - 3. 制度のセキュリティ対策(1/5)

【当該制度のセキュリティ対策】

とりわけ、前頁「3. セキュリティ対策」では、以下のような懸念が挙げられている。

- ①マイナンバーを用いた個人情報の追跡・名寄せ・突合が行われ、集積・集約された個人情報が外部に漏洩するのではないか。
- ②マイナンバーの不正利用等(例:他人のマイナンバーを用いた成りすまし)等により財産その他の被害を負うのではないか。
- ③国家により個人の様々な個人情報がマイナンバーをキーに名寄せ・突合されて、一元管理されるのではないか。
- ④個人が保有するマイナンバーカードには、プライバシー性の高い個人情報記録されるのでは。そして、そのカードの盗難・紛失時に情報が盗まれるのではないか。

⇒ これに対する政府の見解

マイナンバー制度に関するセキュリティについては、本人確認や個人情報保護委員会による監視など「制度面における保護措置」に加えて、個人情報の分散管理や情報連携にマイナンバーそのものを利用しないなど「システム面における保護措置」を設けている。(次頁ご参照)

Ⅱ - 3. 制度のセキュリティ対策(2/5)

【当該制度のセキュリティ対策】(続き)

【制度面による保護措置】

措置事項		根拠法・項番
①	本人確認措置(マイナンバーの確認・身元(実存)の確認)	マイナンバー法 第16条
②	マイナンバー法の規定によるものを除き、特定個人情報(マイナンバーをその内容に含む個人情報)の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止	マイナンバー法 第20条、第29条
③	「個人情報保護委員会」(※)による監視・監督	マイナンバー法 第33条～第35条
④	特定個人情報保護評価	マイナンバー法 第27条、第28条
⑤	罰則の強化(「個人情報保護法」等の類似既定の罰則より重く設定)	マイナンバー法 第48条～第61条
⑥	マイナポータルによる情報提供等記録の確認	マイナンバー法 附則 第6条第3項

※ 独立性の高い第三者機関が監視・監督を行い、故意にマイナンバーを含む個人情報を提供などをすれば、罰則を適用。

【システム面による保護措置】

①	個人情報を一元的に管理せずに、分散管理を実施 (p28 ご参照)
②	マイナンバーを直接用いず、符号を用いた情報連携を実施
③	アクセス制御により、アクセスできる人の制限・管理を実施
④	通信の暗号化を実施 (p29 ご参照)

【出典】内閣府「マイナンバー制度における安心・安全の確保」(2016年2月)

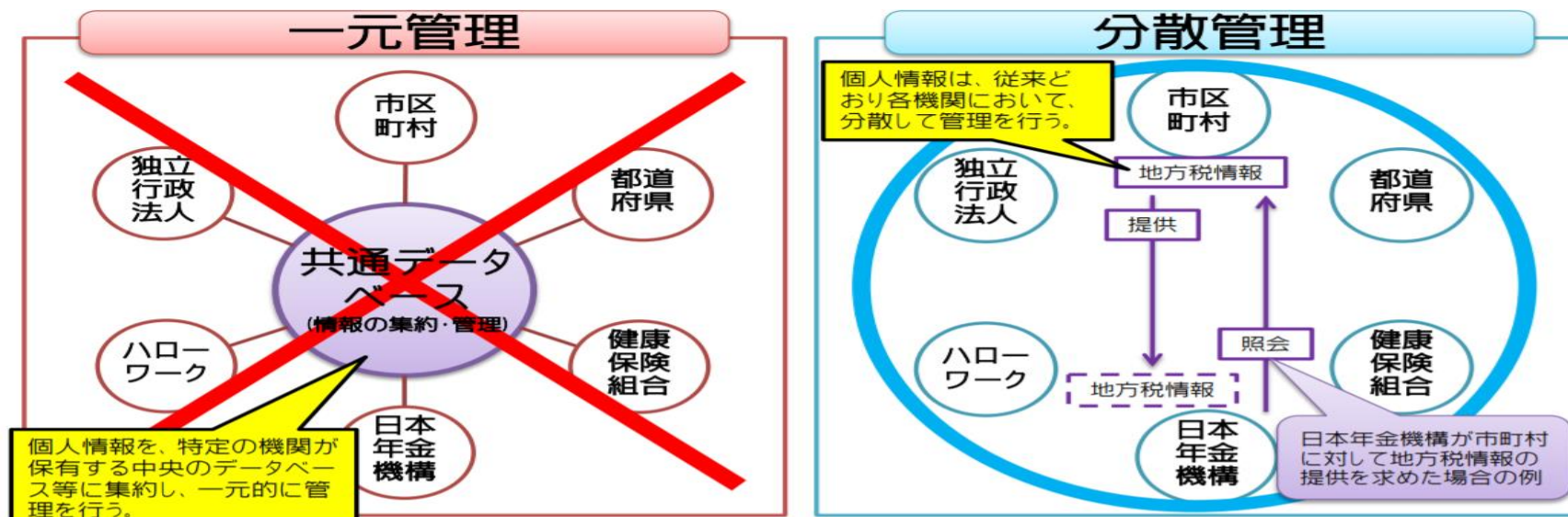
Ⅱ - 3. 制度のセキュリティ対策(3/5)

【当該制度のセキュリティ対策】(続き)

「システム面による保護措置①」(分散管理)

マイナンバー制度では、個人情報が入一つの共通データベースで管理される(一元管理)ことは一切ない。例えば、国税に関する情報は税務署に、児童手当や生活保護に関する情報は各市区町村に、年金に関する情報は年金事務所になど、これまでどおり情報は分散して管理する(分散管理)。

⇒マイナンバー制度の個人番号及びそのシステムは、各省庁等で管理しているデータを突合・集積するための「仲介機能」(ブリッジとしての役目)に過ぎない。



【出典】2020年5月「マイナンバー制度による情報連携」(内閣官房番号制度推進室)より抜粋

https://www.cao.go.jp/bangouseido/pdf/topic_renkei.pdf

Ⅱ - 3. 制度のセキュリティ対策(4/5)

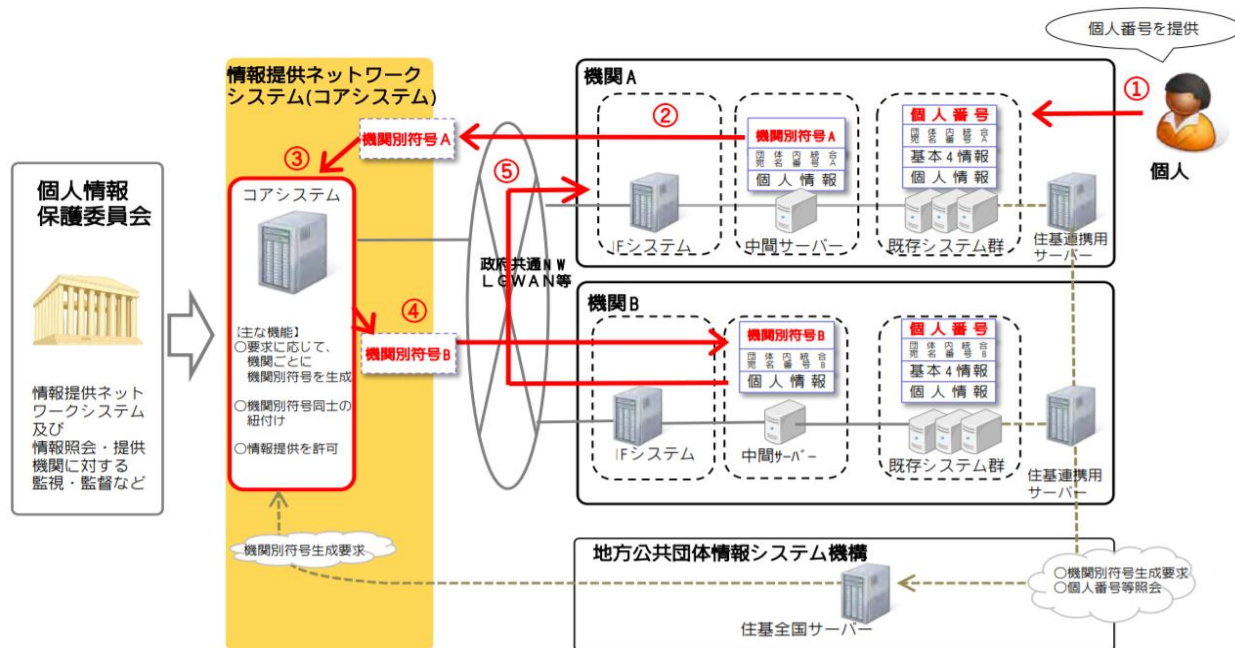
【当該制度のセキュリティ対策】(続き)

「システム面による保護措置④」(暗号化)

役所の間の情報のやりとりは、「マイナンバー」ではなく、「システム内でのみ突合可能な、役所ごとに異なるコード(暗号化された符号)」で行うため、1か所で漏洩があっても他の役所との間では遮断される。よって、万が一1か所でマイナンバーを含む個人情報が漏洩したとしても、個人情報を芋づる式に抜き出すことはできない仕組みとなっている。

【情報提供ネットワークシステム(総務省管轄)】

- ・行政機関や地方公共団体等が相互に特定個人情報をやり取りするオンラインシステム。
- ・暗号その他その内容を容易に復元することができない通信の方法で情報連携が行われる。



【出典】2020年5月「マイナンバー制度による情報連携」(内閣官房番号制度推進室)より抜粋

https://www.cao.go.jp/bangouseido/pdf/topic_renkei.pdf

Ⅱ - 3. 制度のセキュリティ対策(5/5)

【当該制度のセキュリティ対策】(続き)

加えて、各自保有の「マイナンバーカード」にもセキュリティ対策が施されている。

(1)「ICチップ内」に記録されている情報・データは、以下に限られている。

- ① 券面記載事項(氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー、本人の写真等)
- ② 総務省令で定める事項(公的個人認証に係る『電子証明書』等)
- ③ 市町村が条例で定めた事項等

「地方税関係情報」、「年金給付関係情報」、「預金残高」等のプライバシー性の高い個人情報(特定個人情報)は記録されない。

(なお、「氏名、住所、生年月日、性別」を「基本4情報」とも呼ぶ)

(2)他人による「なりすまし」を未然に防止している。

- ① 当該カードは顔写真付きに付、他人がなりすまして使うことはできない
- ② アプリケーション毎に異なる暗証番号を設定
- ③ 暗証番号の入力を一定回数以上間違えると、カードがロックされる
- ④ 「ICチップ」自体の偽造を目的とした不正行為に対処(耐タンパー性)
- ⑤ マイナンバーカードを盗難・紛失した場合、24時間365日「マイナンバー総合フリーダイヤル」でカード利用の停止が可能

第Ⅰ章：

わが国の「特別定額給付金」制度

第Ⅱ章：

マイナンバー制度

第Ⅲ章：

海外各国の給付事例とシステム構成

第Ⅳ章：

わが国の「デジタルガバナンス」のあり方

Ⅱ- 1. 海外各国の個人番号制度・システム(1/4)

各国は、各々の「個人番号制度・システム」を用いて順次給付金を支給。わが国のマイナンバー制度を利用した支給体制と比べ、「手続きの簡素さ」・「支給スピード」ともに凌駕。

主要各国の「個人番号制度・システム」の概要

p5-8を抜粋

	A	B	C	D	E	F	G	H	I
	国名	制度名称 (番号の桁数)	ID(番号)名称	付番対象	主な 利用方法	モデル (類型)	個人への 給付有無	今般の給付に 当該IDが使用された?	申請から給付までに 要した日数(概算)
1	米国	社会保障番号制度 (SSN)(9桁)	Social Security Number (SSN) (社会保障番号)	・国民 ・労働許可を持つ在留外国人 (本人からの任意申請に基づく)	・年金 ・医療 ・社会扶助、行政サー ビス全般の本人確認	フラット モデル	あり	使用	昨年の確定申告をもとに対 象者へ振り込まれるため、 申請は必要ない。政府支援 発表後3週間程度で給付。
2	英国	国民保険番号 (9桁)	National Insurance number(NINO) (国民保険番号)	・国民	・税務 ・社会保険 ・年金	セバレート モデル	なし 一時休業者への給付 はあり		
3	ドイツ	納税者番号制度 (11桁)	Steuerliche ID (納税者識別番号)	・全ての居住者 (海外からの移住者も含む)	・税務	セバレート モデル	なし 自営業者(フリーランス)、小規模 事業者、芸術家への給付 はあり		
4	フランス	住民登録番号制度 (15桁)	VITALE (電子健康保険番号)	・フランスで出生した全ての人 ・フランスの社会保障制度利用者	・年金 ・医療 ・税務 ・選挙票の交付	セバレート モデル	なし 業務継続支援等の給付 はあり		
5	スウェーデン	個人番号制度 (10桁)	Personal Identification Number(PIN) (個人番号)	・国民 ・1年を超える長期滞在者	・年金 ・医療 ・税務 ・そのほか行政全般、 行政サービス全般の本人 確認	フラット モデル	なし 短時間労働給付金制度 はあり		
6	韓国	住民登録番号制度 (13桁)	Resident Registration Number (住民登録番号)	・韓国に居住する国民 (17歳到達時に住民登録証の発給申 請義務あり)	・電子政府ログインID ・年金 ・医療 ・税務	フラット モデル	あり	使用	【支給:申請後数日】 (オンライン申請)
7	オーストラリア	納税者番号制度 (9桁)	Tax File Number (TFN) (納税者番号)	・国民 ・同国内で就労する外国人 (取得義務ではないが、ないと最高税 率が課せられる)	・税務	セクトラル モデル	あり	使用	対象者には、政府から自動 的に補償金が支払われる (銀行預金口座宛て振込 等)。国民等からの申請は 不要。
8	(参考) 日本	社会保障・税番号制度 (マイナンバー制度) (12桁)	マイナンバー (個人)	・日本国内に住民票があるすべての国 民 ・外国籍だとしても日本国内に住民票が ある場合にはマイナンバーが付与	・電子政府ログインID (マイナポータル) ・社会保障 ・税務 ・災害対策	セクトラル モデル	あり	一部使用	【支給:申請後約2週間~3 週間】

次頁へ

【出典】各種資料より筆者取り纏め

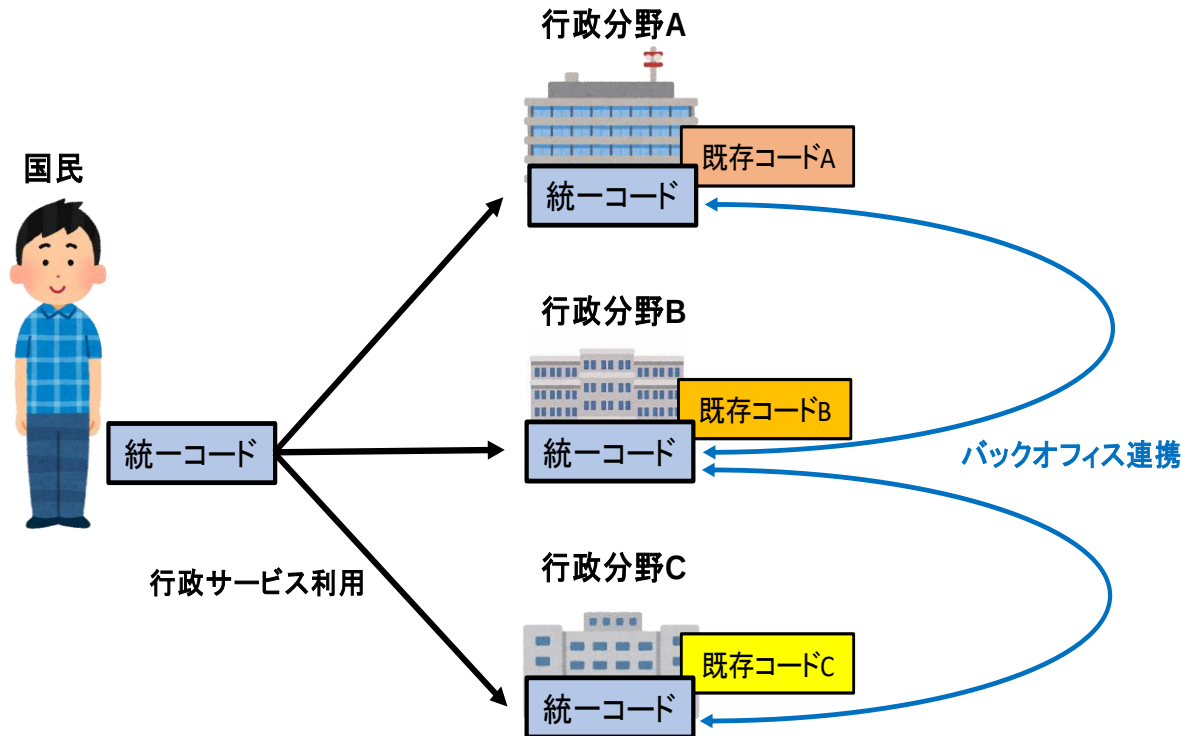
Ⅲ- 1. 海外各国の個人番号制度・システム(2/4)

各国の「個人番号制度・システム」のモデル(類型)は以下3つに集約(前頁F列)

①フラットモデル(分野横断的な番号制度)

対象国: 米国、スウェーデン、韓国等

特徴: 各政策領域で同一のコード(番号等)を使用する。



【メリット】

- ・国民は行政分野毎の番号(カード等)管理が不要。
- ・各期間が保有する個人データを分野間で連携して利用しやすい(手続きのワンストップ化等)。

【デメリット】

- ・行政職員による不正利用時や漏洩等のデータマッチングのリスクが相対的に高い
- ・コード漏洩時の影響範囲(再付番の範囲)が大きい

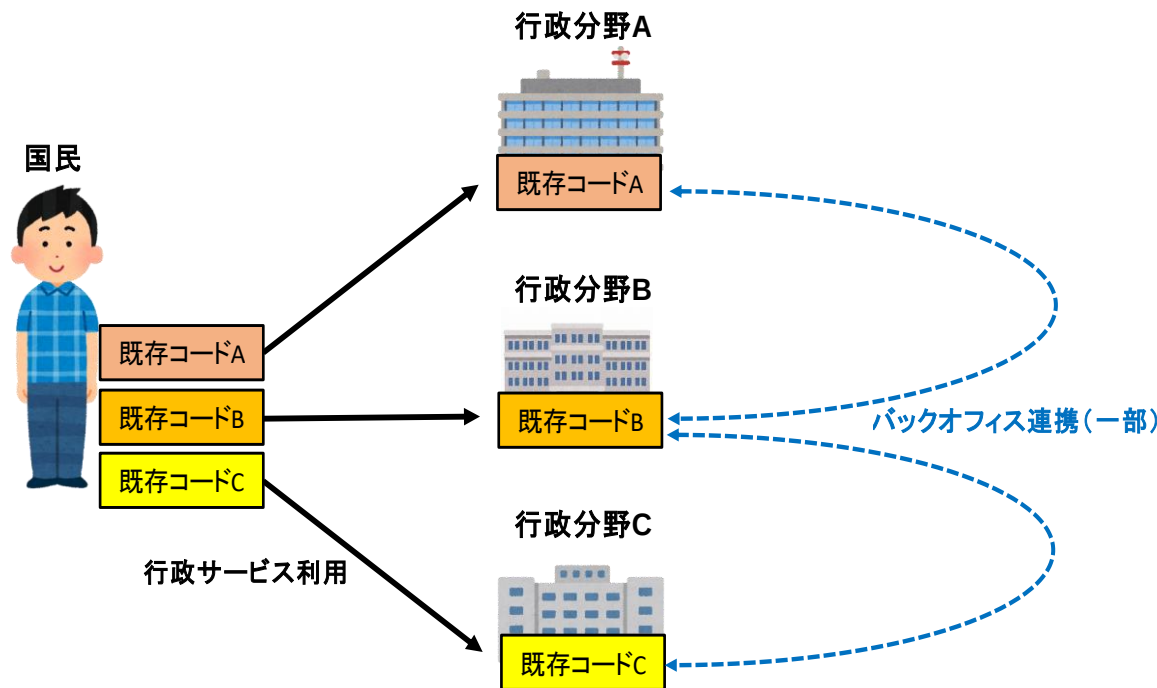
【出典】「海外における国民IDの動向～日本での導入に向けた考察～」
(2010年12月)の資料をもとに筆者作成(以下同様)

Ⅲ- 1. 海外各国の個人番号制度・システム(3/4)

②セパレートモデル(分野別の番号制度)

対象国: 英国、ドイツ、フランス等

特徴: 各政策領域で異なる番号を使用する。
番号間には関連性がない。



【メリット】

- ・行政職員による不正利用時や漏洩時のデータマッチングのリスクが相対的に低い。
- ・番号漏洩時の影響範囲(再付番の範囲)が限定的。

【デメリット】

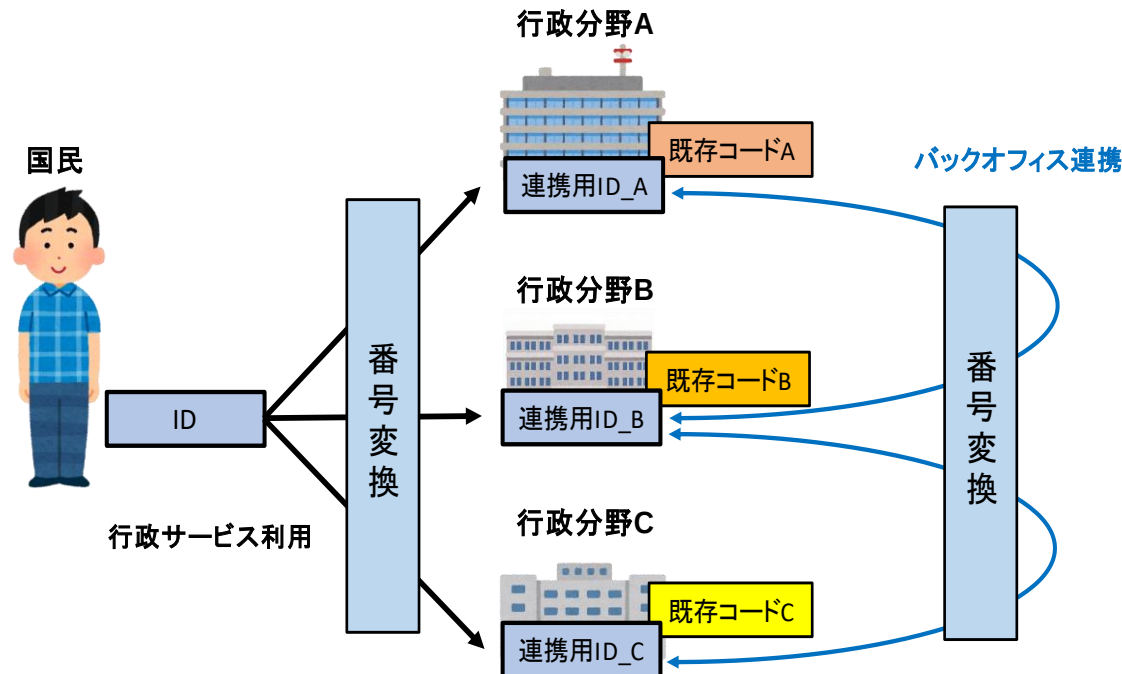
- ・国民は行政分野毎に番号(カード等)を管理する必要がある。
- ・各機関が保有する個人データを分野間で連携して利用しにくい。

Ⅲ- 1. 海外各国の個人番号制度・システム(4/4)

③セクトラルモデル(分野別の番号制度)

対象国:オーストラリア、日本等

特徴:行政機関は分野別に異なる番号を使用するが、国民は1つの番号を使用。
番号間には関連性がある。



【メリット】

- ・国民は行政分野毎の番号(カード等)管理が不要。
- ・各機関が保有する個人データを分野間で連携して利用しやすい(手続きのワンストップ化等)。
- ・行政職員による不正利用時や漏洩時のデータマッチングのリスクが相対的に低い。
- ・番号漏洩時の影響範囲(再付番の範囲)が限定的。

【デメリット】

- ・(①フラットモデルと比べ)サービス途中で「番号変換」機能が必要(住民のプライバシーやセキュリティに対する配慮を加味)。その結果、開発・運用コストが増加。

Ⅲ- 2. マイナンバー制度の類型及びその背景(1/5)

わが国の「マイナンバー制度・システム」を「(「手続きのワンストップ化」及び「迅速なるデータ収集」が比較的容易な)フラットモデル」ではなく「セクトラルモデル」とした理由の一つに、「住基ネットに関する最高裁判所判決」があり。

【住基ネットとプライバシー】(2008年(平成20年)3月6日最高裁判決)

【訴訟内容】

住民基本台帳法の「住民基本台帳ネットワークシステム(以下、住基ネット)」による個人確認情報(※)の管理・利用等は「プライバシーを侵害するもの」として、Xは住民基本台帳を保管する市に対し、Xの住民票コードの削除を求めた。(人格権侵害に基づく妨害排除請求)

※ 本人(個人)確認情報とは

- ・「氏名」「生年月日」「性別」「住所」の4つの基本的な情報(基本4情報)
- ・住民票コード及び政令で定められた情報
(「転入」「出生」「転出」「死亡」等の異動事由、異動年月日及び異動前の本人確認情報)

【判決要旨】

行政機関が住基ネットにより住民の本人確認情報を収集、管理または利用する行為は憲法13条の保障する個人に関する情報をみだりに第三者に開示または公表されない自由を侵害するものではない。

Ⅲ- 2. マイナンバー制度の類型及びその背景(2/5)

当該最高裁判決(住基ネットの収集範囲は「本人確認情報」に限る)により、住基ネットをマイナンバー制度が想定する用途に拡張対応する場合、同ネットに関する各種法律の抜本的な改正が不可避となった。

しかし、住基ネット関連法を改正すると、やっと合憲判決を勝ち取った同ネットの存在を危機に晒す恐れがあるため、政府は「住基ネットとは別の番号制度を新たに創設する」方針に切り替えた(これが「マイナンバー制度」の基礎となった)。

「社会保障・税番号大綱(2011年6月30日)」(政府・与党社会保障改革検討本部)

https://www.soumu.go.jp/main_content/000141660.pdf

最高裁判決の趣旨を踏まえつつ、安心できる番号制度を構築するための要件は以下の通り

- ① 何人も個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を有すること
- ② 個人情報を一元的に管理することができる機関又は主体が存在しないこと
- ③ 管理・利用等が法令等の根拠に基づき、正当な行政目的の範囲内で行われるものであること
- ④ システム上、情報が容易に漏洩する具体的な危険がないこと
- ⑤ 目的外利用又は秘密の漏洩等は、懲戒処分又は刑罰をもって禁止されていること
- ⑥ 第三者機関等の設置により、個人情報の適切な取扱いを担保するための制度的措置を講じていること

Ⅲ- 2. マイナンバー制度の類型及びその背景(3/5)

(続き)

「社会保障・税番号大綱(2011年6月30日)」(政府・与党社会保障改革検討本部)

https://www.soumu.go.jp/main_content/000141660.pdf

そして、前頁の各要件に対応して、以下の制度設計を行うとした。

- ① 個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならないことを法律に規定する。また、正当な理由のない提供行為等を処罰する罰則を設ける。
- ② 情報連携の対象となる個人情報を「分散管理」とする。また、「番号」を情報連携の手段として直接用いず、ある対策のとられた「符号」を用いる。(⇒「セクトラルモデル」の採用)
- ③ 法律または政令等で「番号」の利用範囲・目的を特定するとともに、個人情報へのアクセス記録について、インターネット上の情報提供サービス(のちの「マイナポータル」)で確認できるようにする。
- ④ 情報連携の際の暗号化処理等、システム上のセキュリティ対策を十分に講じる。
- ⑤ 行政機関の職員、民間事業者・従業員等による不正利用、不正アクセス、不正取得等を処罰する罰則を設ける。さらに既存の守秘義務違反の罪より罰則を重くする。
- ⑥ 国の行政機関等を監督する独立性の担保された第三者機関を設置する。

Ⅲ- 2. マイナンバー制度の類型及びその背景(4/5)

前頁の要件を満たすことを最優先に「マイナンバー制度」が設計・運用された結果、システム形態や情報の連携方法が複雑となり、「(フラットモデルの場合に期待される)パフォーマンスの向上(手続きの迅速化等)」が犠牲となった。

しかし、セクトラルモデルを採用しているオーストラリアの「個人向け給付金」支給手続きの効率性・迅速性(p32ご参照)を鑑みると、わが国のマイナンバー制度のメリットを享受するためには、各省庁等とのデータベースとの柔軟な連携・拡張接続が大事である。

Ⅲ- 2. マイナンバー制度の類型及びその背景(5/5)

なお、今般の「特別定額給付金」の給付遅延を教訓に、政府はマイナンバーカードと銀行預金口座(1人当たり1口座)を直接登録・紐付けすることを検討しているが、

【課題1】

「個人情報」以外の情報(今回は「銀行預金口座」)をマイナンバーに登録することの正当性が未確認

⇒p36(住基ネットに関する最高裁判決)の趣旨に反する恐れ。

【課題2】

現行制度ではマイナンバーを利用できる事務は「社会保障、税、災害対策」の3分野に限られている。

しかし、今般の給付金給付の名目は「災害対策」ではなく「(新型コロナウイルス対応の一環としての)緊急経済対策」となっている。

マイナンバー制度の利用目的・利用範囲の明確化及び関連法改正が必須につき、その実現には相当の時間を要するものと思料。

【補筆】(2019年9月24日 日本経済新聞より)

政府は2021年にも個人のマイナンバーと銀行預金口座を連動させ、個人向けの給付の手続きなどをマイナンバーカードだけでできるようにするべく法整備を急ぐ。ただし、その連動は義務付けはせず個人の選択制にする見通し。

⇒ 抜本的解決ではないが、給付手続き迅速化に向け一歩前進。

第Ⅰ章：

わが国の「特別定額給付金」制度

第Ⅱ章：

マイナンバー制度

第Ⅲ章：

海外各国の給付事例とシステム構成

第Ⅳ章：

わが国の「デジタルガバナンス」のあり方

IV- 1. デジタル庁設立の動き(1/3)

2020年9月16日に発足した菅義偉内閣の目玉施策の一つに「デジタル庁の設置」があり。同庁設立でマイナンバー制度の活用方法の拡大、連携情報の拡張等が期待される。

デジタル庁のイメージ

青写真	中央省庁や自治体のデジタル化加速のみならず、民間企業も含めて「社会全体をデジタル化によって前に進める」ための“司令塔”としての機能
骨子	・2021年秋までに同庁を新設 ・関連各省庁に跨るデジタル部局を集約 ・トップに民間人適用を検討 ・廃止時期を明示した「時限組織」として設置
設立の主目的	・各省庁のシステム企画の統一化 ・各省庁が保有する行政データ規格の標準化 ・データ取得・公開に関する法律起案・制定 「縦割り行政」の障害打破
メリット	・デジタル施策に関する予算一括計上が可能（費用対効果の向上） ・デジタル施策の円滑・スピーディーな実施
期待される業務	・行政手続きの迅速化 ・オンライン診察・リモート授業の普及支援及び恒久化 ・マイナンバーカードの普及推進（運転免許証、健康保険証との一体化等）

【出典】各種報道資料より筆者取り纏め

IV- 1. デジタル庁設立の動き(2/3)

「デジタルガバナンス」構想は海外各国が先行。各国の優れた点を吸収し、わが国のデジタル関連政策を加速させるチャンス。

国名		政府が関与する主な推進主体	母体	役割	人数 (判明分)	世界電子政府 ランキング(※)
北米	米国	連邦政府CIO	ホワイトハウス	・USDSと協働で政府のIT戦略を策定	約500名	9位
		US Digital Service (USDS)		・政府直属のタスクフォースとして、政治的関心の大きいプロジェクトを推進。 ・連邦政府CIOに戦略策定のコンサルティングを実施		
		GSA 18F		・各政府機関の要望に応じて新しいツールやプラットフォームを開発		
欧州	デンマーク	電子化庁	財務省	・政府の電子政策に関する全体戦略の立案や意思決定	約150名 (財務省と兼務)	1位
		Steering Committee for Joint Cross Government Cooperation (STS) 省庁・組織間連係運営委員会	電子化庁	・電子政府政策を公共セクター全域に推進させるための諸調整		
	エストニア	RISO(国家情報システム局)	経済通信省	・電子政府の企画立案と運営	10数名	3位
		RIA(エストニア情報センター)	(外郭団体)	・情報システムの運用 ・他省庁への技術支援		
	イギリス	Cabinet Office(内閣府)	内閣府	・国レベルのデジタル戦略を企画	約500名	7位
		Government Digital Service (GDS)	内閣府	・Cabinet Officeのデジタル戦略策定支援 ・政府及び各省庁のデジタルサービスの設計と開発支援 ・政府の各種プラットフォームとサービスの運用 ・各種デジタル規格/指針の整備		
アジア	韓国	情報社会振興院	行政安全部	・国のIT政策のグランドデザイン策定・助言 ・ITプロジェクト管理の推進 ・IT調達における技術評価	約700名	2位
	オーストラリア	Digital Transformation Agency (DTA)	首相府	・政府の電子化政策の策定 ・電子化政策に基づく施策 ・ICT関連調達	約200名	5位
	シンガポール	Smart Nation Program Office (SNPO)	首相府	・全体戦略を策定し、全省庁を統括(メンバーは各省庁の大臣クラス)	約1,800名	11位
		Government Technology Agency (GovTech)	情報通信省	・省庁横断的な基盤構築や全体のセキュリティ構築等を実施 ・各省庁のデジタル施策を側面支援		
	(参考) 日本	IT(情報通信技術)総合戦略室 政府CIO	内閣官房	・IT戦略の策定やフォローアップに係る事務 ・政府情報システムの合理化や行政手続のデジタル化の推進 ・マイナンバー制度の活用の推進 ・国、地方公共団体、事業者等の公共データの公開及び活用の推進 ・データの安全・安心に流通・活用できる環境整備の推進 ・地方自治体のデジタル・ガバメントの実現 ・ITS・自動運転やブロックチェーンなど新技術の活用や、テレワーク・IT人材育成に関する取組の推進 ・農業・港湾・物流・健康・医療・介護等分野でのIT活用の推進	約150名	14位

【出典】各種報道資料より筆者取り纏め

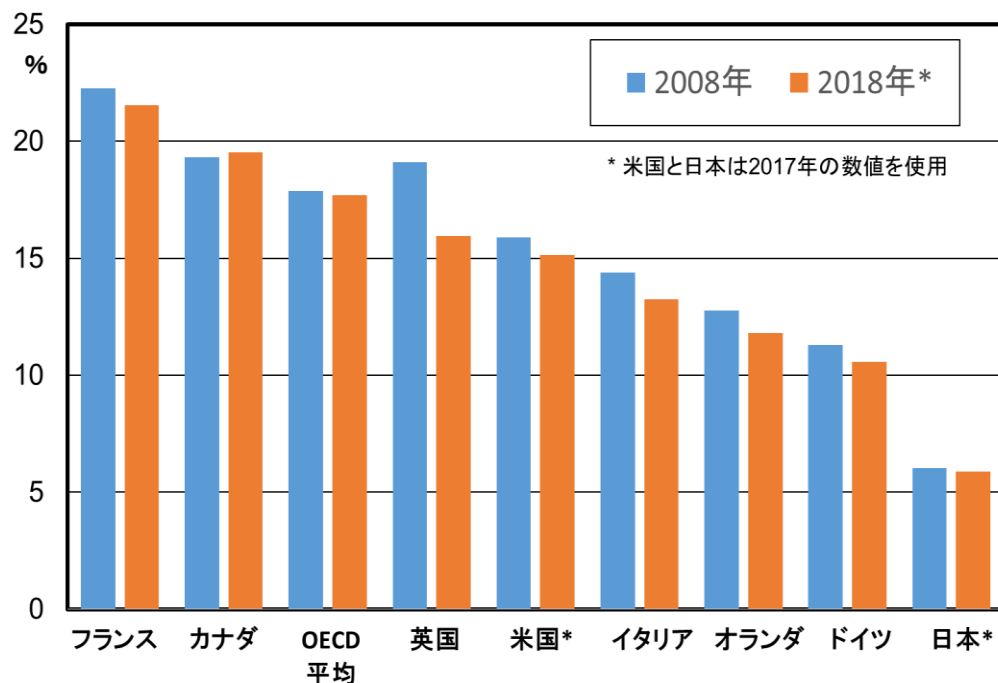
(※) 2020 E-Government Survey (United Nations Department of Economic and Social Affairs)

IV- 1. デジタル庁設立の動き(3/3)

日本の公務員(国家+地方)の数は、他国と比べると少ない。

⇒公務員削減ではなく、ITを導入し業務効率化を図るのは自然な流れ

「Employment in general government as a percentage of total employment」
(雇用者全体に占める一般政府雇用者比率)



【出典】OECD “Government at a Glance” (2019)

【定義】

一般政府雇用者(＝公務員)とは、一般政府(中央政府だけでなく地方政府や公的な社会保障基金を合わせた公的機関の総体)に雇用されている人を指し、非営利団体も含まれる(短期雇用者も該当)。

日本は2008年時点で6.0%、2018年時点で5.9%と、いずれもOECD諸国では最低率。つまり、日本はOECDの中では一番公務員の比率が小さい(公務員人数が少ないということでは無い)。

OECDの平均値は2018年時点で17.7%につき、それと比べると凡そ1/3程度。

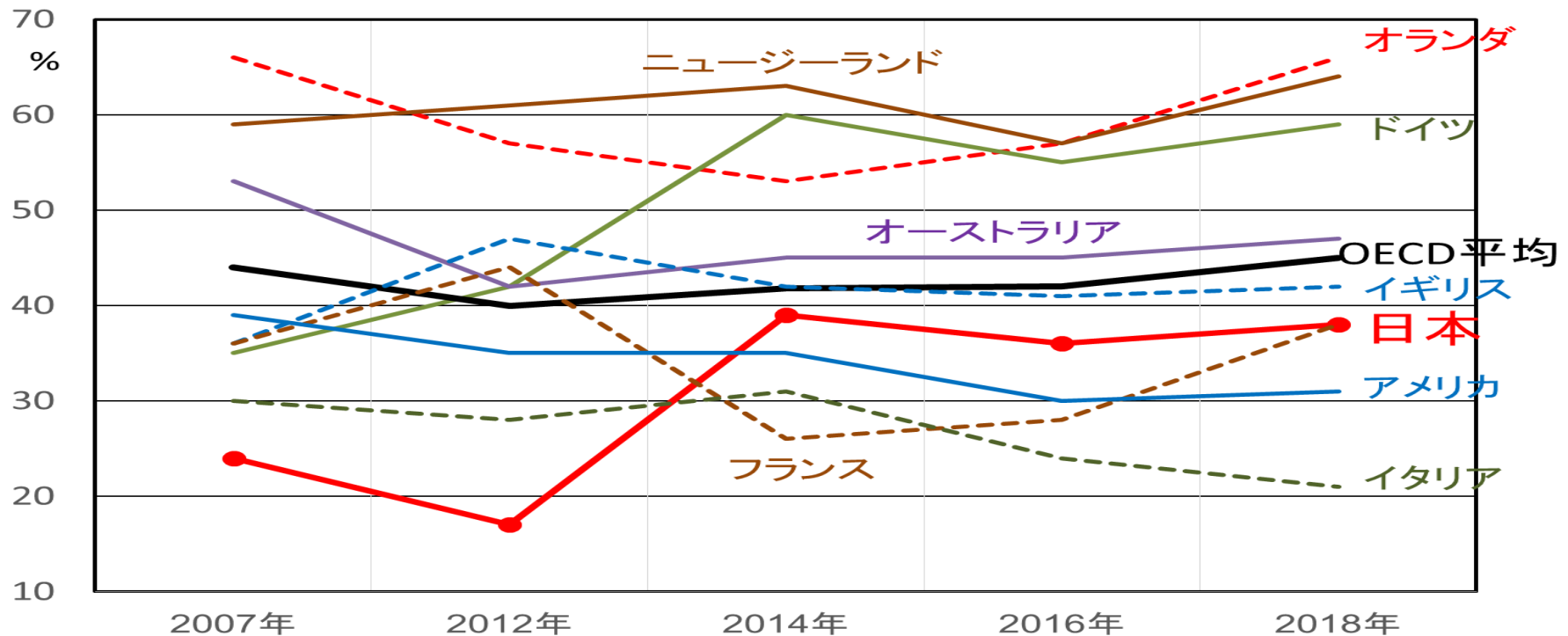
IV- 2. デジタルガバナンスへの障害(1/5)

わが国のデジタルガバナンス加速にあたり、2つの障害があり。

【その1】政府に対する信頼度の低さ

日本人は政府に対する信頼度が低い(過去5回の調査いずれもOECD平均を下回る)。

【OECD “Government at a Glance” (2013, 2015, 2017, 2019)】
(Gallup World Pollの “Confidence in National Government” の調査結果より)



IV- 2. デジタルガバナンスへの障害(2/5)

【その2】わが国の国民の「情報リテラシー」の低さ

日本人は(政府を信頼しない反面)、個人情報及びデータプライバシーの保護対策を政府に過度に依存・期待しすぎている。

【ノートンライフロック サイバーセーフティー インサイトレポート 2019】

(2019年11月から12月にかけて全10カ国(1カ国当り1,000人以上)に対してオンライン調査を実施)

<https://www.atpress.ne.jp/news/209486>

図表1: 日本人は個人情報を盗まれていることを心配していて、それが守られていると感じている人は最も少ない。

		A		B		C		D		E	
		個人情報盗まれた場合の 対処方法について 詳しい情報を知りたい		個人情報盗まれているのではないかと 心配している		個人情報盗まれたら どうしたらよいのか 分からない		個人情報の盗難から 十分に保護されている と思う		個人情報盗まれることを 考えたこともない	
1	オーストラリア	5位	82%	6位	62%	4位	66%	4位	54%	7位	38%
2	フランス	2位	87%	1位	80%	4位	66%	9位	34%	6位	40%
3	ドイツ	4位	83%	8位	59%	4位	66%	7位	42%	4位	42%
4	インド	8位	79%	4位	70%	7位	63%	1位	61%	1位	60%
5	イタリア	1位	93%	3位	72%	2位	73%	8位	40%	2位	48%
6	日本	6位	81%	2位	75%	1位	75%	10位	22%	10位	25%
7	オランダ	9位	78%	10位	51%	7位	63%	4位	54%	3位	44%
8	ニュージーランド	3位	85%	9位	56%	3位	67%	6位	50%	5位	41%
9	イギリス	7位	80%	6位	62%	9位	60%	3位	55%	8位	36%
10	アメリカ	9位	78%	4位	70%	10位	50%	2位	56%	9位	34%
	平均		83%		66%		65%		47%		41%

「強くそう思う」と「ややそう思う」を併せた国別割合

IV- 2. デジタルガバナンスへの障害 (3/5)

【ノートンライフロック サイバーセーフティ インサイトレポート 2019】(続き)

図表2: 国民の各産業への信頼度

日本人の政府に対する信頼度(F列)はソーシャルメディア(SNS)より低い。
(世界で唯一、政府の信頼度がSNSを下回る結果となる)

		A		B		C		D		E		F		G	
		医療サービス 提供者 ／医療機関		小売業者		インターネット サービス プロバイダ		金融機関		スマート デバイス メーカー		政府		ソーシャル メディア プロバイダ	
1	オーストラリア	6位	88%	7位	79%	6位	80%	8位	76%	7位	70%	6位	70%	8位	49%
2	フランス	9位	86%	7位	79%	4位	81%	10位	71%	8位	68%	10位	58%	7位	51%
3	ドイツ	6位	88%	4位	84%	10位	76%	9位	75%	10位	62%	5位	72%	6位	52%
4	インド	5位	89%	1位	86%	1位	86%	1位	85%	1位	90%	1位	85%	1位	74%
5	イタリア	3位	92%	2位	85%	2位	85%	7位	77%	2位	88%	2位	84%	1位	74%
6	日本	6位	88%	10位	77%	8位	77%	1位	85%	3位	80%	8位	63%	3位	66%
7	オランダ	3位	92%	7位	79%	4位	81%	4位	81%	8位	68%	4位	77%	4位	54%
8	ニュージーランド	1位	94%	6位	81%	3位	82%	3位	84%	4位	73%	2位	84%	10位	46%
9	イギリス	2位	93%	2位	85%	6位	80%	6位	80%	6位	72%	9位	62%	9位	48%
10	アメリカ	10位	84%	5位	82%	8位	77%	4位	81%	4位	73%	7位	66%	5位	53%
	平均		89%		82%		81%		80%		74%		72%		57%

「とても信頼している」と「やや信頼している」を併せた国別割合

IV- 2. デジタルガバナンスへの障害(4/5)

【ノートンライフロック サイバーセーフティー インサイトレポート 2019】(続き)

図表3: 日本人は政府がプライバシーや個人情報を守るべきと考える一方、それらを政府が守っていると感じていない。

	A 個人情報及びデータプライバシーの保護 について最も責任があるのは			D データプライバシー 及び個人情報保護 に関して、政府は 十分に対応している
	政府	企業	個人	
1 オーストラリア	42%	33%	26%	43%
2 フランス	40%	35%	25%	36%
3 ドイツ	42%	36%	22%	41%
4 インド	42%	32%	25%	71%
5 イタリア	41%	39%	20%	37%
6 日本	53%	33%	14%	29%
7 オランダ	53%	28%	19%	58%
8 ニュージーランド	38%	33%	29%	46%
9 イギリス	36%	37%	27%	45%
10 アメリカ	29%	36%	34%	39%
平均	42%	34%	24%	44%

「強く思う」と「やや思う」を併せた国別割合

図表4: しかし、日本人(個人)はプライバシーや個人情報を守るための積極的な行動はしていない。

	A 自分のプライバシーを 守るためによい方法を 積極的に探している		B 多くの人が 個人情報を守るために 最善を尽くしている	
	順位	割合	順位	割合
1 オーストラリア	6位	65%	2位	68%
2 フランス	4位	67%	7位	55%
3 ドイツ	8位	57%	9位	52%
4 インド	1位	86%	1位	76%
5 イタリア	5位	66%	7位	55%
6 日本	10位	48%	10位	35%
7 オランダ	9位	49%	5位	64%
8 ニュージーランド	7位	64%	6位	59%
9 イギリス	3位	68%	3位	67%
10 アメリカ	2位	75%	4位	65%
平均		65%		60%

「強く思う」と「やや思う」を併せた国別割合

IV- 2. デジタルガバナンスへの障害 (5/5)

【わが国のデジタルガバナンスのあり方についての所見】

- ✓ マイナンバー制度の「セクトラルモデル」での構築はその背景を鑑みると「フラットモデル」への転換は不可能。同じ「セクトラルモデル」を採用しているオーストラリアでの今般のコロナ禍での給付金支給が迅速であったように、そのモデルでのプラットフォームを所与に、如何に効率よく各省庁等とのデータベースと連携・拡張接続していくべきかを考える必要がある。
- ✓ マイナンバー制度の所管は「内閣府（内閣官房）」、マイナンバーカードのそれは「総務省」と異なっているなか、今般の「デジタル庁」設置によるデジタルガバナンス推進指揮命令系統の1本化及びその権限集中・強化は朗報。
- ✓ 政府は「何を目的としたデジタル化なのか」／「何をデジタル化するのか」／「どのデジタル施策を優先するのか」を明確にしたうえで、国民と絶えず議論する必要がある。
- ✓ 一方、国民も「情報を守るファーストラインは（政府ではなく）自分自身である」ことの意識を持ち、自ら情報リテラシーを高める必要があると考える。

（以上）

参照資料一覧(1/2)

	年月日	題名	作成者(敬称略)
1	2010年12月 13日	海外における国民IDカードの動向 ～日本での導入に向けた考察～	(株)国際社会経済研究所 小泉雄介
2	2012年4月	諸外国における国民ID制度の現状等に関する調査研究報告書	国際大学グローバル・コミュニケーション・センター
3	2013年 - 2019年	OECD Trust in Government "Government at a Glance" (2013年 / 2015年 / 2017年 / 2019年)	OECD
4	2013年9月	日本の番号制度(マイナンバー制度)の概要と国際比較 ～個人識別子と行政統制の視点から～	情報管理(vol.56 no.6) 近藤佳大
5	2014年2月	マイナンバー(社会保障・税番号制度)	内閣官房 社会保障改革担当室
6	2016年	共通番号制度における共通情報の共同利用形式に関する国際 比較	(公財)電気通信普及財団 研究調査助成報告書 No.31 2016 研究代表 申龍徹 (法政大学大学院公共政策研究科客員教授)
7	2016年4月 5日	マイナンバーって何? (制度から生じる問題点 Q&A)	日本弁護士連合会
8	2016年5月	マイナンバー制度における情報連携について	総務省 個人番号企画室

(続く)

参照資料一覧(2/2)

	年月日	題名	作成者(敬称略)
9	2017年	共通番号制度における共通情報の共同利用に関する国際比較	山梨国際研究 山梨県立大学国際政策学部紀要 No.12(2017) 申龍徹 (山梨県立大学 国際政策学部 総合政策学科)
10	2017年3月 31日	平成28年度電子経済産業省構築事業 「デジタルガバメントに関する諸外国における先進事例の実態調査」調査報告書	THE BOSTON CONSULTING GROUP
11	2017年12月 21日	諸外国における国民IDカードとeIDの動向	(株)国際社会経済研究所 主幹研究員 小泉雄介
12	2019年12月 20日	デジタル・ガバメント実行計画	政府IT総合戦略室
13	2020年4月 1日	サイバーセーフティ インサイトレポート 2019	株式会社ノートンライフロック マーケティング部 部長 古谷 尋
14	2020年4月 21日	政府・地方の基盤インフラとしてのマイナンバー制度 ～進むPJと今後の課題～	大和総研調査季報 2020 年 春季号 Vol.38 金融調査部 吉井 一洋／是枝 俊悟／藤野 大輝
15	2020年5月 14日	諸外国の新型コロナウイルス感染症対応の動向	内閣官房 日本経済再生総合事務局 (第38回 日本経済再生本部 未来投資会議より)
16	2020年7月 9日	特定定額給付金の実態から給付方法とマイナンバーを考える	一般財団法人キャノングローバル戦略研究所 研究主幹 柏木恵

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべて御客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2020 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: Nihon Life Nihonbashi Bldg., 8F 2-13-12, Nihonbashi, Chuo-ku, Tokyo 103-0027, Japan

Telephone: 81-3-3510-0882, Facsimile: 81-3-3273-8051

〒103-0027 東京都中央区日本橋本2-13-12 日本生命日本橋ビル8階

電話 : 03-3510-0882 (代) ファックス : 03-3273-8051

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <https://www.iima.or.jp>